

被扶養者認定に関する申し立てQ&A

全ての届出は「事由発生から原則、5日以内に届出をする事」と定められています。もちろん5日を過ぎても受付しますが、届出はすみやかにお願いします。

提出帳票の基本 → 証明書等は原則、取得から3か月以内の日付のみ有効

- 住民票 → 世帯主記載の世帯全員分の原本。
- 学生である証明 → 在学証明書または学生証の写し
- 年金収入額の証明 → 直近の年金振込通知書、年金改定通知書の写し
- 給与収入 →
 - ・直近3か月分の給料明細(収入額と氏名がきちんと印字されている)の写し
 - ・勤務内容証明書
 - ・収入額が記載された課税(非課税)証明書原本 等
- 届出が60日以上遅れた場合 → 遅延理由書を添付してください。
氏名、記号番号、所属名、部署、届の種類、捺印、遅れた理由を詳細に明記する事。フォーマットは問いません。
注) 認定日は届出の遅延の有無関係なく、出生時認定以外は30日以上、遡って認定する事はできません。
例 5/10退職し、5/11喪失した妻を5/11付で扶養認定希望。その書類を健保が6/25に受理した場合。
→ 5/11認定は6/11までに健保へ書類必着が条件ですので、5/11認定は不可。最短で受理した月の1日、または書類受理日の認定となります。

配偶者

Q 今まで正社員として働いていて収入が350万/年得ていた妻が出産のために退職。扶養に入れるか?

- A 今までの収入ではなく、申請時点から将来の収入見込みで判断するので、申請時点で無職無収入であれば認定できます。ただし、雇用保険を受給する間は認定できないので、一度扶養から外し国保への手続きが必要。受給終了したら再度、認定は可能です。
必要書類→ 異動届・申立書A・喪失日がわかる喪失証明書や離職票、雇用保険受給者証の写し等

Q パート先で社会保険に加入していた50歳の妻が勤務日数の変更で社会保険の対象外になった。
そのため、自分の扶養に入れたい。

- A パート先にて、勤務内容証明書(健康保険組合ホームページ内に用紙あり)を記入してもらい、年間収入130万未満/年であれば扶養認定可能。変更内容によっては別途、変更時点から3か月分の給料明細や源泉徴収票の写しを求めることがあります。
必要書類→ 異動届・申立書A・勤務内容証明書

こども

Q 19歳の大学生の子供を扶養に入れたい。

- A 通われている大学の在籍証明書原本又は学生証の写しを添付してください。
アルバイトをしている場合は最新の給与明細3か月分の写しも一緒に提出してください。
必須書類→ 異動届・申立書A・在籍証明書原本又は学生証の写し・最新の給料明細3か月分

Q 再婚する事になり、妻(夫)の連れ子を扶養に入れたい。

- A 18歳未満→異動届と住民票の提出
18歳以上→異動届と住民票、申立書A、学生であれば在籍証明書原本又は学生証の写し、アルバイトをしていれば最新の給料明細3か月

父母・義父母

Q 同居している実母を扶養に入れたい。

② 母親 65歳パート勤務で110万/年。配偶者と離婚して持ち家で同居。給与の他に年金60万/年受給。
本人 30歳未婚、標準報酬月額は280。

- A 父母、義父母の扶養認定の重点ポイントは ①年間収入60歳以上は180万未満/年 ②被保険者収入の1/2以内 ③優先扶養義務者の状態です。本人の年収が、標準報酬月額から算出して336万/年。母親はパートと年金を足して170万/年であり、①はクリアしているが、②がクリアできていません。従って、今回は本人の年収の1/2以上の収入があるため、扶養認定はできません。

書類や申請等、様々なケースがありますので、あくまでも一例です。
ご不明な点等ございましたら、健康保険組合までご連絡ください。

被扶養者認定に関する申立書 A 兼 誓約書 (配偶者・子)

記号	16	番号	150	被保険者氏名	健保 太郎	所属部署名	人事課
----	----	----	-----	--------	-------	-------	-----

I. 申請する家族

氏名 健保 花子
→18歳未満の子供は不要。異動届のみ
年齢 30 続柄 妻

II. 今まで加入していた健康保険組合は?

- (協会けんぽ 東京支部 健康保険組合) 加入
 ① 被保険者本人として加入
 2 被扶養者として (誰の被扶養者? 続柄: 氏名)
 3 任意継続
 4 国民健康保険)

IV. 今回扶養することになった理由 続柄: 入籍していない配偶者や養子縁組していない子供は同居が条件のため、世帯全員記載の住民票添付喪失証明書や離職票、源泉徴収票等喪失日

- ① 退職したため
 2 結婚したため
 3 雇用保険受給終了のため
 4 収入減・雇用形態の変更
 5 配偶者等の新規入社のため

令和 ○ 年 8 月 30 日 退職 → がわかるものを添付
 令和 年 月 日 入籍 → 住民票(世帯全員分)添付
 令和 年 月 日 受給終了 → 雇用保険被保険者証の写し添付
 令和 年 月 日 より減または変更 → 勤務内容証明書添付
 令和 年 月 日 入社

V. 退職後の給付金の受給について

1. 雇用保険の受給状況

→ 離職票や雇用保険受給者証の写し添付

- ① 受給する … ② 申請予定 (すぐに 出産や介護で延長予定) イ. 待機、給付制限期間中
 ② 受給しない … ア. 加入6ヶ月未満の為 イ. 雇用保険未加入 ウ. その他()
 ③ 受給中又は …

受給終了 日額: 円 受給期間: 令和 年 月 日 ~ 年 月 日

2. 給付金の受給状況

→ 支給決定通知書写し添付

① 受給する

項目 … 出産手当金 ・ 傷病手当金

出産(予定)日: 令和 年 月 日

② 受給しない

③ 受給中又は

受給終了 日額: 円 受給期間: 令和 年 月 日 ~ 年 月 日

VI. お子さんを扶養に入る場合

● お子様の扶養義務は両親の双方にありますので原則、年収の高い方の被扶養者となります。

配偶者の有無 … 有 ・ 無 → ① 未婚 ② 死別 ③ 離婚 ・ 養育費 (円/月)

↓
配偶者の収入 (円/年) 配偶者の職業 (会社員 ・ 自営業 ・ 無職)

VII. 今後の収入について

- ① 無 → ア. 大学・各種学校に在学 イ. 家事・子育てに専任するため ウ. 就労不能 エ. 自営業廃業
 オ. 一時的な労働力の喪失または失業の状態
 → ア. 在学証明書又は学生証の写しウ. 障がい者手帳の写しや医師の診断書、エ. 税務署の受領印入り廃業届を添付
- 2 有 → ア. 給与収入 … (円/年) イ. 不動産収入・家賃、地代等(円/年)
 ウ. 年金、恩給…厚生・国民・恩給・農業者・遺族・障害 (円/年)
 エ. その他 (円/年) 内容:
 → ア. 最新の給料明細3か月分 イ. 所得証明書 ウ. 最新の年金支払い通知書写し エ. 所得証明書 添付

● 60歳以上の方で現在、年金を受給されていない場合 a () 歳から受給予定 b 今後も受給予定なし→理由を下記IXへ記入

VIII. 別居の場合の生計負担について → 『別居認定のための送金申告書』を記入し、添付してください。

単身赴任や長期出張、子どもが学生で進学による別居の場合は必要ありません。

IX. 申請に関する申立

今回、扶養申請することになった理由や、収入の有無の理由、就労状況等、上記を踏まえ詳細に記入願います。
 未記入での提出の場合、認定できませんのでご承知おきください。

出産(10/28予定日)に伴って8月30日で退職。雇用保険受給は産後へ延長予定。

出産後は、家事や子育てに専念するため、扶養申請いたします。

上記の申請内容に相違ありません。

なお、上記に虚偽の内容があった場合には、被扶養者認定日に遡り扶養者資格を喪失し、保険給付の返還をすることに異存ありません。また、被扶養者の認定基準から外れた場合は、直ちに被扶養者削除の手続きをいたします。

上記添付書類以外にもケースによって判断がつかない場合は必要に応じた書類の提出を求める事がありますのでご承知おきください。

被保険者氏名 健保 太郎 健保

令和 ○ 年 9 月 2 日

※被保険者本人が氏名を記入した場合、本人の押印は必要ありません。

(R5.10改定)

被扶養者認定に関する申立書 A 兼 誓約書 (配偶者・子)

記号	16	番号	1234	被保険者氏名	青山 華子	所属部署名	港営業所
----	----	----	------	--------	-------	-------	------

I. 申請する家族 氏名	青山 一颯	II. 今まで加入していた健康保険組合は? (協会けんぽ 神奈川支部 健康保険組合) 加入
年齢	19	1 被保険者本人として加入
		2 被扶養者として (誰の被扶養者? 続柄: 父 氏名 組合 太郎)
		3 任意継続
		4 国民健康保険

(続柄: 入籍していない配偶者や養子縁組していない子供は同居が条件のため、世帯全員記載の住民票添付)

IV. 今回扶養することになった理由

- 1 退職したため
- 2 結婚したため
- 3 雇用保険受給終了のため
- 4 収入減・雇用形態の変更
- 5 配偶者等の新規入社のため

令和 年 月 日	退職
令和 年 月 日	入籍
令和 年 月 日	受給終了
令和 年 月 日	より減 または変更
令和 年 月 日	入社

6 その他

離婚に伴い、自身の扶養に入れたいため

→先方の資格喪失証明書のコピー添付すること。先方の喪失日の確認をしたい為。

V. 退職後の給付金の受給について → 雇用保険受給中は、被扶養者認定することができません。 受給終了後、申請してください。

- 1 雇用保険の受給状況 → 離職票や雇用保険受給者証の写し添付

① 受給する	…	ア. 申請予定 (すぐに 出産や介護で延長予定)	イ. 待機、給付制限期間中
② 受給しない	…	ア. 加入6ヶ月未満の為	イ. 雇用保険未加入 ウ. その他()
③ 受給中又は 受給終了	…	日額: 円	受給期間: 令和 年 月 日 ~ 年 月 日

- 2 給付金の受給状況 → 支給決定通知書写し添付

① 受給する	項目 … 出産手当金 ・ 傷病手当金	出産(予定)日 : 令和 年 月 日
② 受給しない		
③ 受給中又は 受給終了	日額: 円	受給期間: 令和 年 月 日 ~ 年 月 日

VI. お子さんを扶養に入れる場合

● お子様の扶養義務は両親の双方にありますので原則、年収の高い方の被扶養者となります。

配偶者の有無	… 有	無	→ ① 未婚	② 死別	③ 離婚	・養育費 (8万 円/月)
						・遺族年金の有無は? 有 ・ 無

配偶者の収入 (円/年)

配偶者の職業 (会社員 ・ 自営業 ・ 無職)

VII. 今後の収入について

- 1 無 → ア. 大学・各種学校に在学 イ. 家事・子育てに専任するため ウ. 就労不能 エ. 自営業廃業
オ. 一時的な労働力の喪失または失業の状態
→ ア. 在学証明書又は学生証の写しウ. 障がい者手帳の写しや医師の診断書、エ. 税務署の受領印入り廃業届を添付
- 2 有 → ア. 給与収入 … (60万 円/年) イ. 不動産収入・家賃、地代等(円/年)
ウ. 年金、恩給…厚生・国民・恩給・農業者・遺族・障害 (円/年)
エ. その他 (円/年) 内容:
→ ア. 最新の給料明細3か月分 イ. 所得証明書 ウ. 最新の年金支払い通知書写し エ. 所得証明書 添付
● 60歳以上の方で現在、年金を受給されていない場合 a () 歳から受給予定 b 今後も受給予定なし→理由を下記IXへ記入

VIII. 別居の場合の生計負担について → 『別居認定のための送金申告書』を記入し、添付してください。

单身赴任や長期出張、子どもが学生で進学による別居の場合は必要ありません。

IX. 申請に関する申立

今回、扶養申請することになった理由や、収入の有無の理由、就労状況等、上記を踏まえ詳細に記入願います。
未記入での提出の場合、認定できませんのでご承知おきください。

父親の扶養に入つてましたが、離婚に伴い私の扶養に入れるため申請します。本人は大学1年生でアルバイトをしており、収入は月平均5万円程度です。

上記の申請内容に相違ありません。

なお、上記に虚偽の内容があった場合には、被扶養者認定日に遡り扶養者資格を喪失し、保険給付の返還をすることに異存ありません。また、被扶養者の認定基準から外れた場合は、直ちに被扶養者削除の手続きをいたします。

上記添付書類以外にもケースによって判断がつかない場合は必要に応じた書類の提出を求める事がありますのでご承知おきください

令和 ○ 年 9 月 1 日

被保険者氏名 青山 華子

青印

※被保険者本人が氏名を記入した場合、本人の押印は必要ありません。

(R5.10改定)

被扶養者認定に関する申立書 A 兼 誓約書 (配偶者・子)

記号	16	番号	567	被保険者氏名	青山 次郎	所属部署名	渋谷店
----	----	----	-----	--------	-------	-------	-----

I. 申請する家族 氏名 青山 花子 年齢 63 続柄 妻	II. 今まで加入していた健康保険組合は? (協会けんぽ 千葉支部) 加入 1 被保険者本人として加入 2 被扶養者として (誰の被扶養者? 続柄: 夫 氏名 青山 次郎) 3 任意継続 4 国民健康保険
--	--

続柄:入籍していない配偶者や養子縁組していない子供は同居が条件のため、世帯全員記載の住民票添付

IV. 今回扶養することになった理由

- 1 退職したため
- 2 結婚したため
- 3 雇用保険受給終了のため
- 4 収入減・雇用形態の変更
- 5 配偶者等の新規入社のため

令和	年	月	日	退職
令和	年	月	日	入籍
令和	年	月	日	受給終了
令和	年	月	日	より減 または変更
令和	○	年 9	月 1	日 入社

6 その他

V. 退職後の給付金の受給について

→雇用保険受給中は、被扶養者認定できません。受給終了後、申請してください。

1 雇用保険の受給状況

- | | | | |
|---------|-----|------------------------------|------------------------|
| ① 受給する | … | ア. 申請予定 (すぐに ・ 出産や介護で延長予定) | イ. 待機、給付制限期間中 |
| ② 受給しない | … | ア. 加入6ヶ月未満の為 | イ. 雇用保険未加入 ウ. その他() |
| ③ 受給中又は | … | | |
| 受給終了 | 日額: | 円 | 受給期間: 令和 年 月 日 ~ 年 月 日 |

2 給付金の受給状況

- | | | | |
|---------|------|---------------|------------------------|
| ① 受給する | 項目 … | 出産手当金 ・ 傷病手当金 | 出産(予定)日 : 令和 年 月 日 |
| ② 受給しない | | | |
| ③ 受給中又は | | | |
| 受給終了 | 日額: | 円 | 受給期間: 令和 年 月 日 ~ 年 月 日 |

VI. お子さんを扶養に入る場合

● お子様の扶養義務は両親の双方にありますので原則、年収の高い方の被扶養者となります。

- | | | | | | | | | | |
|----------------|---|---|-----|---|---------------------------|------|------|---------------|-----|
| 配偶者の有無 | … | 有 | ・ 無 | → | ① 未婚 | ② 死別 | ③ 離婚 | ・ 養育費 (円/月) | |
| ↓ | | | | | ・ 遺族年金の有無は? 有 | | | | ・ 無 |
| 配偶者の収入 (円/年) | | | | | 配偶者の職業 (会社員 ・ 自営業 ・ 無職) | | | | |

VII. 今後の収入について

- | | | | | | |
|--|---|---------------------|-------------------------|---------|----------|
| 1 無 | → | ア. 大学・各種学校に在学 | イ. 家事・子育てに専任するため | ウ. 就労不能 | エ. 自営業廃業 |
| オ. 一時的な労働力の喪失または失業の状態 | | | | | |
| → ア. 在学証明書又は学生証の写しウ. 障がい者手帳の写しや医師の診断書、エ. 税務署の受領印入り廃業届 を添付 | | | | | |
| ② 有 | → | ア. 給与収入 (48万 円/年) | イ. 不動産収入・家賃、地代等 (円/年) | | |
| ウ. 年金、恩給…厚生・国民・恩給・農業者・遺族・障害 (円/年) | | | | | |
| エ. その他 (円/年) 内容: | | | | | |
| → ア. 最新の給料明細3か月分 イ. 所得証明書 ウ. 最新の年金支払い通知書写し エ. 所得証明書 添付 | | | | | |
| ● 60歳以上の方で現在、年金を受給されていない場合 (a) (65) 歳から受給予定 b 今後も受給予定なし→理由を下記IXへ記入 | | | | | |

VIII. 別居の場合の生計負担について → 『別居認定のための送金申告書』を記入し、添付してください。

单身赴任や長期出張、子どもが学生で進学による別居の場合は必要ありません。

IX. 申請に関する申立

今回、扶養申請することになった理由や、収入の有無の理由、就労状況等、上記を踏まえ詳細に記入願います。
未記入での提出の場合、認定できませんのでご承知おきください。

主人の新規入社に伴い、扶養申請します。

身体が弱く、また年齢的にも長時間勤務が難しいため、扶養範囲内でパート勤務しています。

上記の申請内容に相違ありません。

なお、上記に虚偽の内容があった場合には、被扶養者認定日に遡り扶養者資格を喪失し、保険給付の返還をすることに異存ありません。また、被扶養者の認定基準から外れた場合は、直ちに被扶養者削除の手続きをいたします。

上記添付書類以外にもケースによって判断がつかない場合は必要に応じた書類の提出を求める事がありますのでご承知おきください。

令和 ○ 年 9 月 1 日

被保険者氏名 青山 次郎

青印

※被保険者本人が氏名を記入した場合、本人の押印は必要ありません。

(R5.10改定)